

令和7年度 記帳～決算・申告までのスケジュール

すべての事業主の方（日常記帳から確定申告まで）

4月 ↓ 12月	<p>記帳相談 いつでも受け付けております。（※予約制）</p> <table border="1" data-bbox="237 194 574 379"> <tr> <th colspan="2">通常相談料（1時間）</th> </tr> <tr> <td>ブルーリターンA</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ジョブカン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他社ソフト</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>手書きの方</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>特別記帳点検会（相談料半額キャンペーン）も行っております！</p> <div data-bbox="979 194 1316 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【特別記帳点検会の日程】 春： 4/21(月)～ 5/ 9(金) 夏： 7/ 1(火)～ 7/18(金) 秋： 10/ 6(月)～11 /7(金) 冬： 11/25(火)～12/26(金)</p> </div>	通常相談料（1時間）		ブルーリターンA	1,000円	ジョブカン		他社ソフト	2,000円	手書きの方	1,000円										
通常相談料（1時間）																					
ブルーリターンA	1,000円																				
ジョブカン																					
他社ソフト	2,000円																				
手書きの方	1,000円																				
10月末 までに	<p>マイナンバーカードのマイナポータル連携サポート 重要! 健康保険証や運転免許証利用のほか、源泉徴収票や、控除証明書等のデータ取得のためのマイナポータル連携サポートを行います！ ※3ページ参照 ② </p>																				
1月 ↓ 3月	<p>決算・申告相談 税理士先生が常駐し、個別に相談ができます。 決算書・申告書ができましたらそのまま当会から提出します。</p> <table border="1" data-bbox="230 643 951 829"> <tr> <th>申告期相談料(30分)</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> <tr> <td>ブルーリターンA</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>ジョブカン</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他社ソフト</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>手書きの方</td> <td colspan="3">1,000円</td> </tr> </table> <p>e-Tax も会から代理送信！  申告期限直前は3月料金+500円になります！</p>	申告期相談料(30分)	1月	2月	3月	ブルーリターンA	1,000円	1,500円	2,000円	ジョブカン				他社ソフト	1,500円	2,000円	2,500円	手書きの方	1,000円		
申告期相談料(30分)	1月	2月	3月																		
ブルーリターンA	1,000円	1,500円	2,000円																		
ジョブカン																					
他社ソフト	1,500円	2,000円	2,500円																		
手書きの方	1,000円																				

従業員（専従者含む）がいる方

7月初め	<p>源泉税納付相談 ＊ 給与を支払い、「納期の特例」の適用を受けている方の1月～6月までの納付・提出までのご相談を受け付けます。 ＊ 所得税の基礎控除、給与所得控除（住民税含む）等が改正されました。専従者給与の上限金額を変更するには届出の提出が必要です。この機会に是非ご相談ください！</p>
10月末 までに	<p>定額減税の調整給付金申請サポート 重要! 令和6年の専従者給与が非課税の方など、定額減税が受けられなかった方が対象です。申請のためのサポートを行います。 ※3ページ参照 ① </p>
12月 ↓ 1月	<p>年末調整相談 重要! 書類の書き方等の個別相談会です。給与（専従者給与含む）を支払われている方は必須の事務です。令和7年分から変更点があります。 ※3ページ参照 ③ </p>

消費税の申告が必要な方

12月	<p>消費税個別相談 消費税の申告を「一般課税」か「簡易課税」どちらにした方が節税になるか！？届出の12月末期限に合わせての相談会です。 ※ インボイスについての相談もOK！</p>
-----	--

土地・建物の売買があった方

1月 ↓ 2月	<p>特別譲渡所得個別相談会 確定申告の相談時には対応できませんので、必ずこの相談会をご利用ください！</p>
---------------	---